

令和4年度

(2022年度)

港区各会計決算等審査意見書

《 概要版 》

港区監査委員

5 港 監 第 4 8 7 号
令和 5 年 8 月 2 5 日

港 区 長 武 井 雅 昭 様

港区監査委員 徳 重 寛 之

同 高 橋 元 彰

同 有 賀 謙 二

同 二 島 豊 司

令和 4 年度港区各会計決算等審査意見について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 2 項及び同法第 2 4 1 条第 5 項の規定に基づき、令和 4 年度港区各会計歳入歳出決算及び令和 4 年度港区各基金運用状況を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

(別紙)

令和4年度港区各会計決算等審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和4年度 港区各会計歳入歳出決算書
- 2 同 港区各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 3 同 港区各会計実質収支に関する調書
- 4 同 港区財産に関する調書
- 5 同 港区基金運用状況調書

第2 審査の期間

令和5年7月3日から令和5年8月25日まで

第3 審査の方法

- 1 各会計歳入歳出決算等の計数は、会計室所管の関係帳簿、証拠書類等によって審査した。
- 2 財産については、台帳、証券、関係帳簿等によって審査した。
- 3 基金の運用状況については、関係帳簿等によって審査した。
- 4 財務に関する事務及び事務事業の執行状況については、関係部局の文書等により審査するとともに、併せてその説明及び資料を求めて審査の参考とした。

第4 審査の結果

1 決算計数等の状況

(1) 各会計歳入歳出決算等の計数は正確であり、様式は関係法令の規定に準拠して作成されていることを確認した。

(2) 各会計歳入歳出決算の総計は

歳入決算額	231,665,725,179円
歳出決算額	218,470,560,162円
歳入歳出差引額	13,195,165,017円

であり、歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源289,445,952円(一般会計)を差し引いた実質収支は、12,905,719,065円である。

会計別歳入歳出決算額の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

会計別	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	184,106,963,675	172,162,436,993	11,944,526,682
国民健康保険事業会計	23,801,233,430	23,348,609,561	452,623,869
後期高齢者医療会計	6,257,323,381	6,168,148,125	89,175,256
介護保険会計	17,500,204,693	16,791,365,483	708,839,210
総計	231,665,725,179	218,470,560,162	13,195,165,017

- (3) 財産については、台帳、証券、関係帳簿等と照合し審査したところ、調書と一致しているものと認めた。
- (4) 基金については、関係帳簿等と照合し審査したところ、適正に運用されているものと認めた。
- (5) 財務に関する事務及び事務事業の執行状況については、例月出納検査、定期監査、随時監査を別途実施した結果、一部に改善又は検討を要するものがあつた。

2 財政運営の状況

令和4年度予算は、予算編成方針(3年7月20日区長決定)によると、

- 1 社会の変化を的確に捉え、感染症の影響を受けている区民生活の支援とまちのにぎわい創出に向けた事業を積極的かつ最優先に予算化します。
- 2 限られた財源を有効に活用するため、事務事業評価などにより、前例にとらわれず全ての事業の必要性・効果性・効率性を踏まえた見直しを徹底し、経常的経費を節減します。
- 3 新規の補助金の活用はもとより、補助制度に合わせた事業内容の見直し、自主財源の確保など、あらゆる手法による財源の確保に加え、国や東京都、民間の施策に、区の課題を踏まえた独自の取組を加え、一層効果を発揮できる事業を構築します。

を基本方針に、「まちのにぎわいがあふれ、全国をリードし輝き続ける区を実現する予算」として編成された。

以下、決算状況について述べる。

歳入・歳出決算額は、前記の表のとおりである。

4年度決算は、各会計全体で、前年度に比べ、歳入で99億812万9千円、4.1%の減、歳出で89億5,888万1千円、3.9%の減となった。

(1) 一般会計について

歳入は、前年度に比べ98億4,160万2千円、5.1%の減となった。

この主な理由は、特別区税、使用料及び手数料、都支出金、諸収入、寄附金等が増加したものの、繰入金、国庫支出金、財産収入、株式等譲渡所得割交付金、繰越金等が減少したことによる。

予算現額に対し、収入率は102.2%となっている。

歳出は、前年度に比べ89億2,266万8千円、4.9%の減となった。

この主な理由は、民生費、総務費等は増加したものの、諸支出金、産業経済費、衛生費、公債費等が減少したことによる。

予算現額に対し、執行率は95.6%となっている。

決算収支は、形式収支、実質収支とも黒字であった。

令和4年度の財政の健全性及び弾力性を判断するため、国の決算統計における普通会計ベースによる財政指標を概観する。

ア 財政力指数（第1表）

当該年度以前3か年の、基準財政需要額に対する基準財政収入額の平均割合をいい、財政力の強弱を示す指標である。

指数が1に近いほど財政力が強いといわれ、1を超えた分だけ余裕財源があるとされる。

令和4年度は1.20（前年度1.22）で、20年連続して1を超えた。

イ 実質収支比率（第1表）

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいい、この比率によって、財政運営状況を判断しようとする指標である。

一般的には3~5%程度が望ましいとされているが、令和4年度は11.5%（前年度12.0%）で、依然として高い率であった。これは、歳入において、特別区税、都支出金の増加、歳出において、契約落差及び事業実績の伸びが予想を下回ったこと等の不用額によるものであり、より一層予算の適正な配分・管理が求められる。

ウ 実質単年度収支（第1表、第2表、図2）

単年度収支に、黒字要素（財政調整基金積立金、区債繰上償還金）を加え、赤字要素（財政調整基金取崩額）を差し引いたものをいい、当該年度における実質的な収支の状況を知るための指標である。

令和4年度は、前年度（赤字63億1,215万円）から増加し、27億2,648万8千円の赤字となった。

エ 経常収支比率（第1表、図1）

人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費のように容易に縮減することが困難な経常的経費に、特別区税、地方譲与税等の経常一般財源がどの程度充当されているかによって、財政構造の弾力性を測定しようとする総合的な指標である。

経常収支比率の適正水準は、一般的に70～80%といわれている。数値が高いほど財政が硬直化し、新たな行政需要に対応できる余地は少なくなる。

平成25年度以降を見ると適正水準で推移してきており、令和4年度は67.6%で前年度（71.9%）を4.3ポイント下回っている。これは、物件費等が増加したものの、経常一般財源について、特別区民税等が増加していることによる。

オ 公債費負担比率（第1表、図3）

公債費充当一般財源が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断する目安である。

公債費負担比率は2%以下の低い水準を維持しており、令和4年度は前年度（0.1%）と同率の0.1%であった。

次に、将来にわたり財政負担となる債務負担行為と年度間で財源を調整するための基金・特別区債の残高について概観する。

カ 債務負担行為（第3表）

令和4年度の新たな債務負担行為の限度額は150億2,310万9千円で、その主な内訳は、シティハイツ高浜等整備60億1,237万1千円、赤羽幼稚園等改築27億4,943万9千円、台場コミュニティーぷらざ等改修12億1,791万8千円等である。

また、債務負担行為に係る4年度の支出額は159億2,882万8千円で、前年度の215億1,892万6千円から55億9,009万8千円減少した。

4年度の主な支出額は、赤坂中学校等改築 60億1,453万円、赤羽小学校等改築 39億5,059万7千円、高輪地区総合支所等改修 21億7,995万9千円である。

4年度支出額のうち一般財源の充当は、138億5,776万5千円である。

5年度以降の支出予定額は、263億790万9千円で、主なものは、(仮称)文化芸術ホール整備(保留床取得)78億4,080万円、シティハイツ高浜等整備 60億1,237万1千円、赤羽幼稚園等改築 22億380万円である。

その支出予定額のうち一般財源の充当は、235億3,115万4千円が見込まれている。

キ 基金残高、特別区債残高 (図3)

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる。基金残高(積立基金、運用基金の総額)の令和4年度末現在高は、2,017億1,908万6千円となった。その主な内訳は、震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金 886億7,496万7千円、財政調整基金 545億7,303万円、公共施設等整備基金 158億6,022万4千円、教育施設整備基金 135億978万円等である。

4年度は、財政調整基金 27億円、公共施設等整備基金 15億7,842万6千円、定住促進基金 5億6,651万4千円等が取り崩されたが、震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金に 70億5,179万4千円、財政調整基金に 58億8,297万8千円、定住促進基金に 8億7,140万6千円等が積み立てられ、前年度末基金残高(積立基金、運用基金の総額)より 87億9,626万6千円増加した。

特別区債は、区の借入金であり、その返済が一会計年度を超えて行われるもので、特別区債残高は平成10年度から減少し続けている。4年度末現在高は 5,688万円で、前年度末現在高 1億7,384万7千円より 1億1,696万7千円減少した。

(2) 特別会計について

ア 国民健康保険事業会計

前年度に比べ歳入で 2億8,163万4千円、1.2%、歳出で 1億1,068万5千円、0.5%減少し、形式収支、実質収支は黒字であった。

予算現額に対し、収入率 100.0%、執行率 98.1%となっている。

国民健康保険料の対調定収入率は、76.3%となっている。

国民健康保険事業については、毎年度大幅な財源不足が生じており、これを一般会計からの繰入金で補てんしている。

繰入金の決算額は 23 億 2,809 万 1 千円で、前年度の 17 億 7,792 万 4 千円に比べ 30.9%増加した。

イ 後期高齢者医療会計

前年度に比べ歳入で 6 億 2,007 万 6 千円、11.0%、歳出で 6 億 2,771 万 4 千円、11.3%増加し、形式収支、実質収支は黒字であった。

予算現額に対し、収入率は 100.4%、執行率は 98.9%となっている。

後期高齢者医療保険料の対調定収入率は、97.0%となっている。

ウ 介護保険会計

前年度に比べ歳入で 4 億 496 万 9 千円、2.3%、歳出で 5 億 5,324 万 2 千円、3.2%減少し、形式収支、実質収支は黒字であった。

予算現額に対し、収入率は 97.6%、執行率は 93.6%となっている。

介護保険料の対調定収入率は、96.1%となっている。

3 審査意見

令和 4 年度一般会計の歳入決算額、歳出決算額は前年度に比べ減少した。国民健康保険事業会計及び介護保険会計の歳入決算額、歳出決算額は前年度に比べ減少した。また、後期高齢者医療会計の歳入決算額、歳出決算額は前年度に比べ増加した。

各会計については、計数や関係帳簿等の確認の結果、適正に運営が図られたものと認められる。

歳入では区財政の根幹をなす特別区民税は、3 年度から前年度と比べ増加していたが、4 年度は前年度と比べ 100 億 8,828 万 4 千円の大幅な増加となった。また、国民健康保険事業会計における国民健康保険料の対調定収入率は、増加傾向にはあるものの他の特別会計と比較して低率で推移していることから、引き続き歳入の確保に努められたい。

一方、歳出では第 3 表の普通会計ベースによる債務負担行為における新規債務負担行為限度額を見ると、150 億 2,310 万 9 千円と前年度と比べると 2.71 倍に増加しており、債務負担行為全体の 5 年度以降の支出予定額は 263 億 790 万 9 千円となっている。

これは、基金残高 2,017 億 1,908 万 6 千円の約 13.0%に相当する額であり、今後の財政運営には十分留意されたい。

今後も引き続き、いかなる社会経済情勢等の変化にも柔軟に対応し、「最少の経費で最大の効果」を実現するよう努め、創意工夫を凝らした弾力的な財政運営が図られることを期待する。

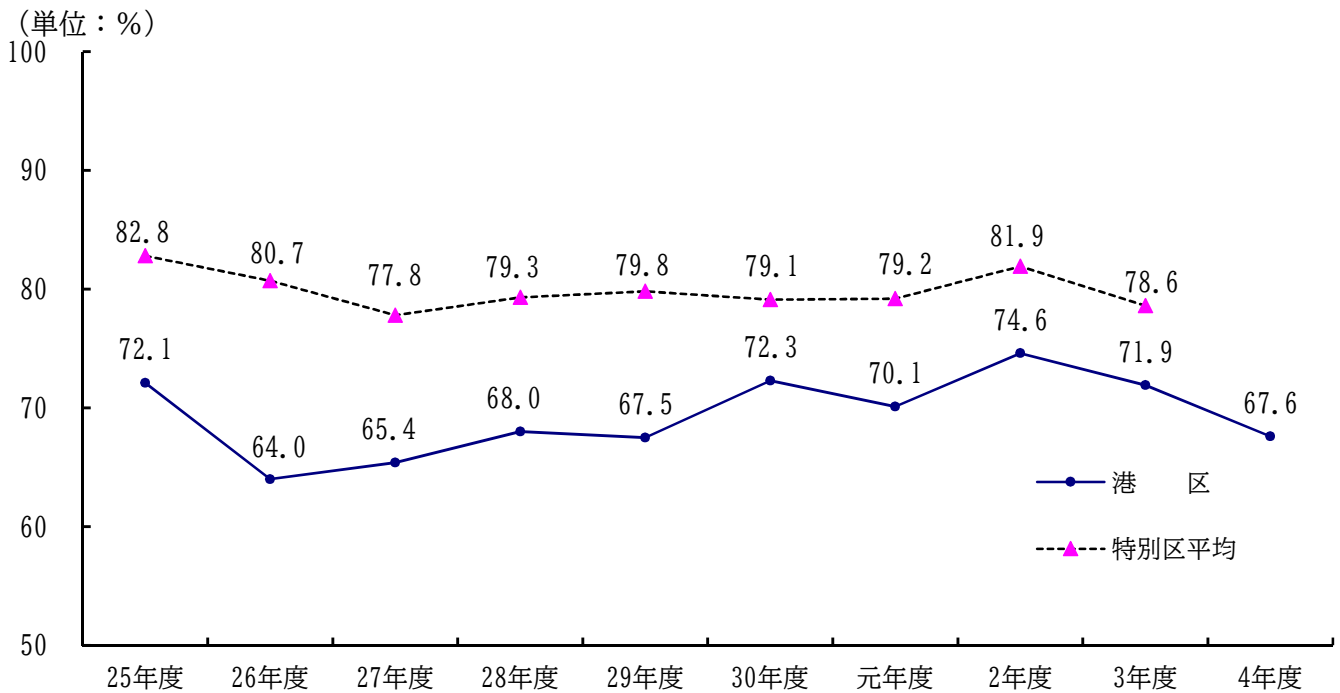
第 1 表 普通会計ベースによる各財政指標

(単位：千円・%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
基準財政需要額	59,992,596	61,883,474	61,953,442	70,090,929	71,151,286
基準財政収入額	74,118,491	76,581,715	80,213,985	79,997,172	82,226,328
標準財政規模	92,016,704	95,782,421	99,581,898	97,732,772	101,038,957
財政力指数	1.27	1.27	1.26	1.22	1.20
実質収支比率	9.8	9.3	11.3	12.0	11.5
実質単年度収支	△ 2,665,413	△ 105,681	△ 1,811,392	△ 6,312,150	△ 2,726,488
経常収支比率	72.3	70.1	74.6	71.9	67.6
公債費負担比率	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1

(注) 単位は、財政力指数を除く。

図 1 経常収支比率の推移



第 2 表 普通会計ベースによる実質単年度収支の推移

(単位：千円)

年度	歳入 (A)	歳出 (B)	形式収支 (A)－(B) (C)	翌年度へ 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)－(D)	単年度 収支	実質単年度 収支
4	183,992,415	172,047,888	11,944,527	289,446	11,655,081	△ 54,617	△ 2,726,488
3	193,828,631	180,965,170	12,863,461	1,153,763	11,709,698	503,245	△ 6,312,150
2	184,265,612	170,978,387	13,287,225	2,080,772	11,206,453	2,320,662	△ 1,811,392
元	158,892,529	149,919,322	8,973,207	87,416	8,885,791	△ 133,817	△ 105,681
30	147,313,117	138,157,032	9,156,085	136,476	9,019,609	△ 919,692	△ 2,665,413
29	184,674,026	174,730,757	9,943,269	3,968	9,939,301	3,017,415	△ 28,171,587
28	135,352,780	128,423,868	6,928,912	7,026	6,921,886	△ 2,300,859	△ 2,246,334
27	129,299,708	119,971,292	9,328,416	105,671	9,222,745	△ 1,928,493	△ 2,254,910
26	160,447,216	149,211,903	11,235,313	84,075	11,151,238	3,549,112	△ 753,833
25	116,591,033	106,227,736	10,363,297	2,761,171	7,602,126	700,274	848,143

図 2 実質単年度収支の推移

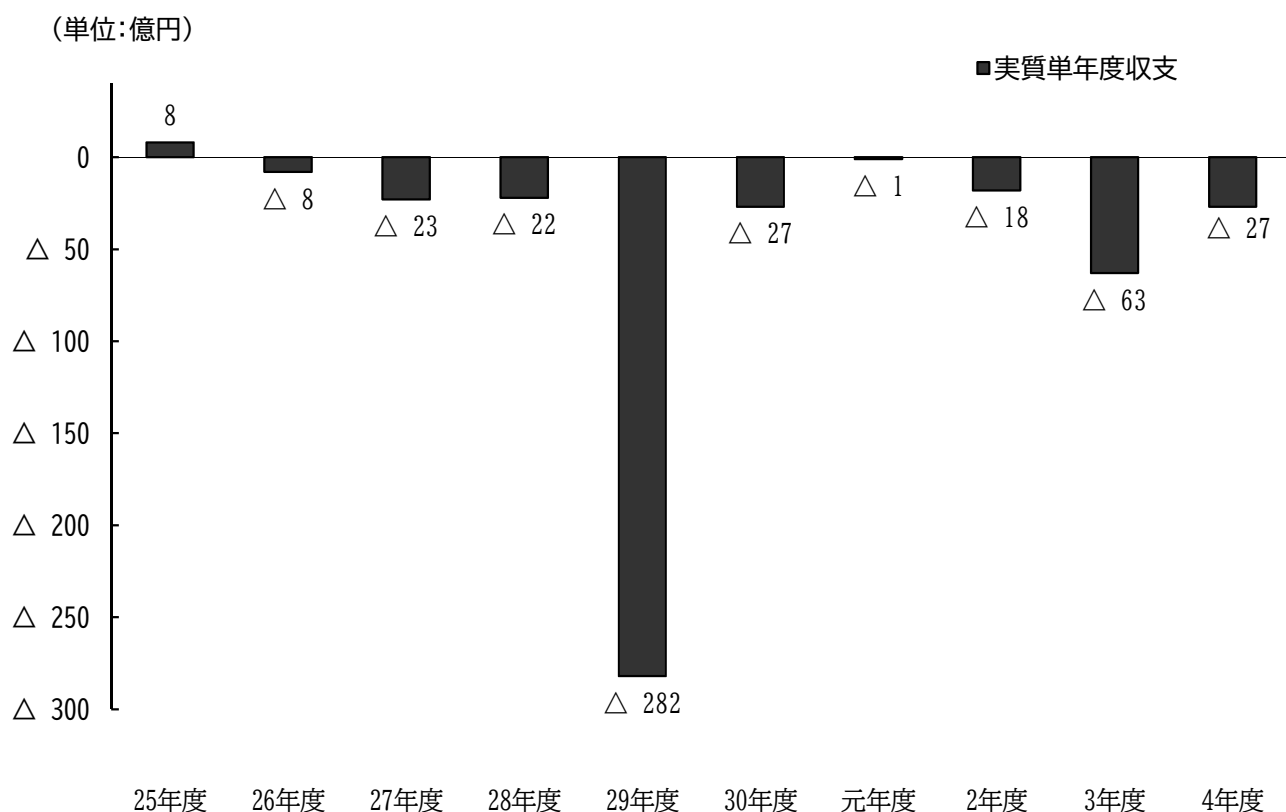
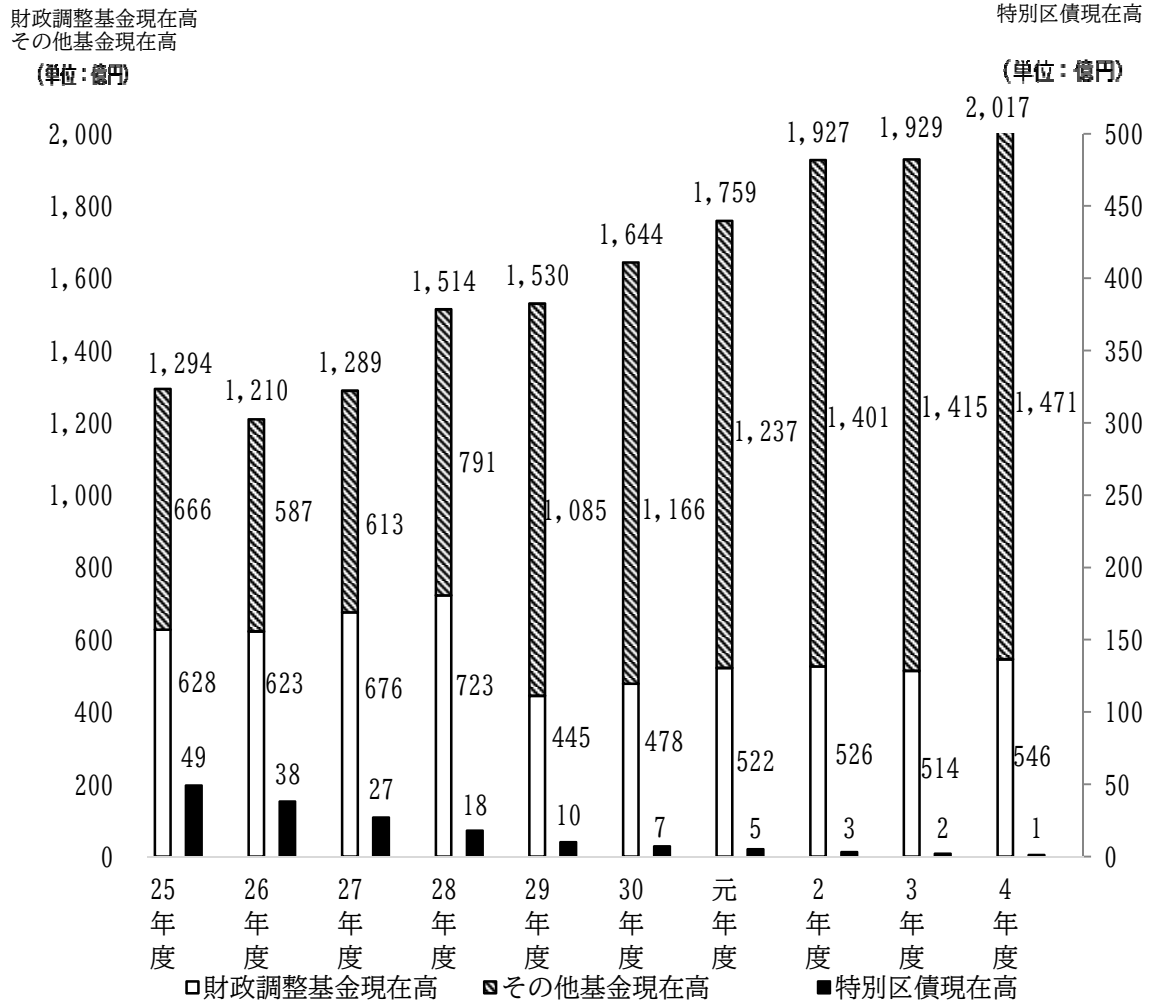
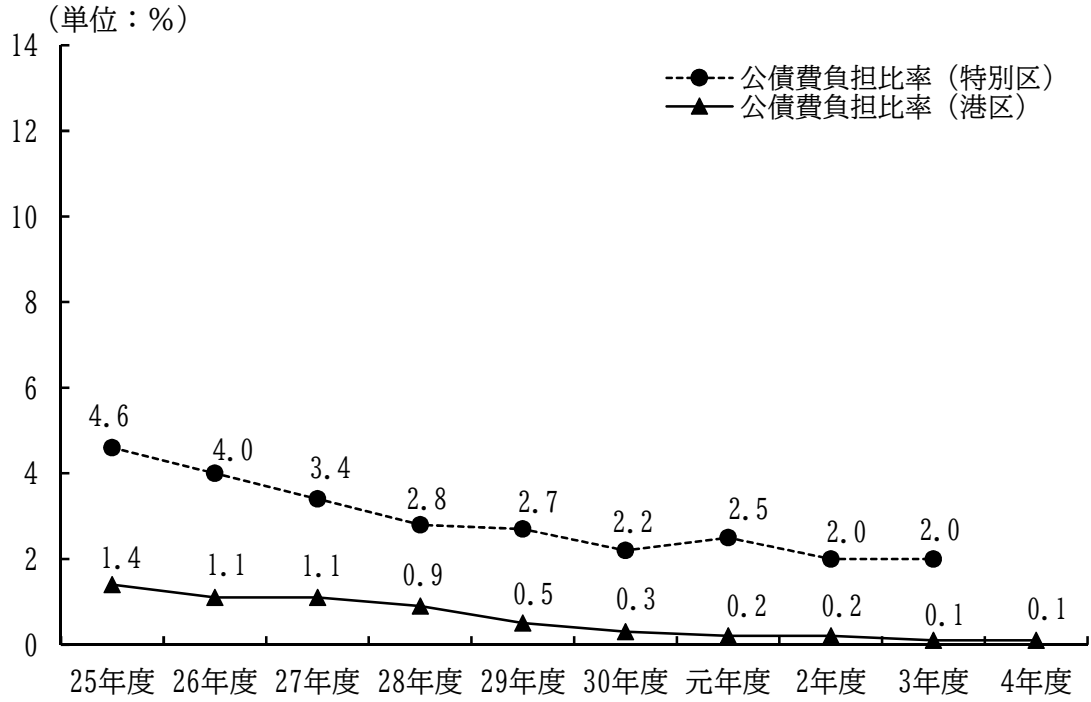


図3 公債費負担比率及び特別区債・積立基金現在高の推移



第3表 普通会計ベースによる債務負担行為

(単位：千円・%)

年度	当該年度			翌年度以降		歳出総額 (B)	支出額(A)の 歳出総額(B) に対する割合 (A)/(B)
	新規債務 負担行為 限度額	支出額 (A)	うち充当 一般財源	支出予定額	うち充当 一般財源		
4	15,023,109	15,928,828	13,857,765	26,307,909	23,531,154	172,047,888	9.3
3	5,544,170	21,518,926	18,525,522	35,553,942	29,415,110	180,965,170	11.9
2	9,673,196	8,517,678	7,440,869	52,979,353	46,404,998	170,978,387	5.0
元	28,130,545	11,479,864	9,572,036	55,488,546	51,801,584	149,919,322	7.7
30	29,515,882	13,723,704	9,767,016	40,094,982	36,778,819	138,157,032	9.9

(5) 主要事項に関する意見

以上、一般会計歳入決算及び歳出決算について概観してきたが、主な事項について、次のとおり意見を述べる。

ア 歳入決算について

(ア) 特別区民税等の収納確保対策について

歳入の根幹をなす特別区民税の収入済額は、917億4,390万6千円であり、令和3年度の816億5,562万2千円に比べ、100億8,828万4千円、12.4%の増収となった。

区では、特別区民税の収納率向上のため、パソコンやスマートフォンから24時間いつでも口座振替の申込みができる「Web口座振替登録サービス」を導入している。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、区民が外出することなく、また人と接触することなく納税できる電子マネー決済の必要性が高まり、区では、電子マネー決済として、3年1月から、LINE Pay、Pay Payによる納税方法を導入した。更に、5年1月からは、au Pay、d払い、J-coinによる納税方法を追加した。4年度の電子マネー決済の件数は、15,340件であり、収納方法に占める割合は3年度の5.6%から6.9%に増加した。なかでもLINE Pay、Pay Payによる決済は、3年度の12,140件から4年度は15,213件、25.3%と大幅に増加した。今後も、納付しやすい環境をさらに整備し、新たな納付方法を積極的に周知するなど、収納率の向上に努められたい。

ふるさと納税による特別区民税の減収額は各年7月1日現在の集計で、4年度は、63億6,225万7千円（区民税に占める割合6.9%）となり、3年度の41億535万5千円（区民税に占める割合5.0%）と比べて22億5,690万2千円、1.55倍に拡大した。ふるさと納税制度が区の特別区民税収入に与える影響は年々増加しており、区財政にとって深刻な状況となっている。ふるさと納税制度については、4年8月に、港区長が特別区長会の副会長として総務省を訪問し、制度の抜本的な見直しを直接要望したと聞いている。引き続き特別区長会なども通じて、国に対して制度是正の働きかけを行っていただきたい。

区は、返礼品によることなく、寄付者自身が寄付の使い道を選ぶことにより区の実施を応援する「港区版ふるさと納税制度」を実施しており、「子育て・教育分野」や「防災・生活安全分野」など、区の実施を応援する11の寄付項目のほか、区内の公益団体の支援を行う「団体応援寄付

金」を寄付の活用先として設けている。今後もふるさと納税制度の本来の趣旨にもとづく「港区版ふるさと納税制度」を積極的に PR し、区民に広く理解されることを期待する。

国や都の支出金については、対象となる事業が複数の分野にわたるものがあり、各所管は補助制度の内容を的確に把握し情報を共有する必要がある。また、補助対象となるよう事業内容を工夫するとともに、年度途中に新設される補助制度についても随時情報収集するなど、取りこぼしのないよう積極的な財源確保を図られたい。

(イ) 適正な債権管理事務について

一般会計の収入未済額は、33 億 96 万 1 千円となっており、令和 3 年度の 28 億 1,765 万 4 千円に比べ 4 億 8,330 万 7 千円、17.2%の増となった。このうち特別区民税の収入未済額は 24 億 1,731 万 1 千円で、一般会計の収入未済額の 73.2%を占めている。

特別区民税の収納率は、4 年度が 3 年度を 0.1 ポイント下回り、滞納繰越分では 3 年度を 1.5 ポイント下回った。

特別区民税は、前年の所得に対して賦課するものであり、現年の所得の変動がその後の収納額に大きく影響することから、収納確保策の基本は現年分の収納率を向上させることである。近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、区民の生活に甚大な影響を及ぼしており、未納者に対しては、引き続き徴収猶予や分割納付などの丁寧な納付相談を実施する必要がある。一方、納付能力がある滞納者には、生活状況を十分に把握した上で、財産の差押えやインターネット公売を執行するなど、法的手続を適正に行い、収納確保に努められたい。

住宅使用料と特定公共賃貸住宅使用料を合わせた 4 年度の収入未済額は、2,714 万円で、3 年度の 3,103 万 7 千円に比べ 389 万 7 千円、12.6%の減となった。公共住宅については、受益者負担と適正に支払っている利用者との公平性の観点から、徴収に応じない未納者に対しては、時機を失することなく、訴訟手続等の厳格な対応をとり、確実な徴収に努められたい。

奨学資金貸付金返還金をはじめとする各種貸付金返還金の収入未済額は、6,024 万 1 千円となっており、3 年度の 6,313 万円に比べ 288 万 9 千円、4.6%の減となった。引き続き、借受人の生活状況等を把握した上で、きめ細かな相談に応じ、徴収に向けた適切な対応をとることが重要である。

債権は、滞納期間が長くなるにつれ徴収が困難となり、徴収に係る事務処理に多大なコストを要する。徴収できないことが明らかな場合は、不納欠損処分を行うこともあるが、債権は区民の大切な財産であり、粘り強く徴収することが大前提である。職員一人ひとりが債権の意義を十分に理解し、未納者に対する督促・催告を適切に実施するとともに、負担能力がありながら履行しない未納者に対しては、未納額等を勘案した上で滞納処分や訴訟手続等の対応を行うなど、積極的な徴収を図られたい。

また、納付者に対して、早い段階から納付の助言・指導等を行うなど、そもそも滞納が発生しないよう取り組むことが重要である。

債権管理体制の整備や督促等を定めた債権管理条例が施行されて8年が経過し、区における債権管理の意識は浸透してきた。今後とも、債権の適正な管理が、一層進められることを期待する。

イ 歳出決算について

(ア) 執行状況について

予算現額に対する執行率は、95.6%で、令和3年度の94.5%を1.1ポイント上回った。支出済額は、1,721億6,243万7千円で3年度の1,810億8,510万5千円に比べ89億2,266万8千円減少した。この主な理由は、産業振興センター等整備や新型コロナウイルスワクチン接種などの支出の減による。不用額は、73億7,690万7千円で3年度の78億4,803万4千円に比べ4億7,112万7千円減少した。執行率は3年ぶりに95%を上回った（次表）。引き続き予算の適正な配分・管理を徹底されたい。

特別区民税収入は、主に株式等の譲渡所得の増加により3年度と比べて100億8,828万4千円の増収となった。今後も税収の推移等を十分に踏まえ、重要施策の着実な実施や区民福祉の向上のための施策の推進を望むものである。

歳出予算執行状況の推移

(単位：千円・%)

年度	予算現額	支出済額	不用額 ※	執行率
4	180,109,247	172,162,437	7,376,907	95.6
3	191,602,269	181,085,105	7,848,034	94.5
2	183,036,453	171,115,241	9,578,471	93.5
元	155,146,090	150,000,205	5,034,366	96.7
30	142,854,037	138,267,016	4,450,544	96.8
29	179,717,850	174,867,598	4,846,284	97.3
28	132,680,539	128,515,959	4,139,746	96.9
27	125,998,624	120,105,433	5,787,520	95.3
26	155,731,192	149,323,849	6,277,268	95.9
25	114,127,005	106,302,789	5,063,045	93.1

※翌年度繰越額があるため不用額＝予算現額－支出済額とならない。

(イ) 物価高騰等から区民生活と区内産業を守り、まちのにぎわいを加速する取組について

新型コロナウイルス感染症の拡大や物価の高騰は、区民の暮らしや区内中小企業など、多方面に深刻な影響を与えている。

区は、令和4年4月から新たな産業振興の拠点として、札の辻スクエア内に産業振興センターを開設し、区内全体の産業振興及び地域の活性化に取り組み、様々な事業を展開している。

4年12月から5年2月にかけて、区内商店等を支援するため、資本金5千万円以下のサービス業、飲食業、小売業の店舗を対象に、二次元コード決済(Pay Pay)を活用した消費喚起事業「みな得ポイント還元キャンペーン」を実施した。また、港区商店街連合会主催の消費喚起事業「みな得レシートキャンペーン」や補助率の高いプレミアム付きの区内共通商品券の発行を支援するなど、区内商店街での食事・買い物に繋げる消費喚起の様々な取組を実施した。今後も、区民生活の支援とまちのにぎわい創出に繋がる取組を積極的に展開されたい。

区内中小企業の支援として、4年4月からウィズコロナ時代を乗り切るためのデジタル・トランスフォーメーション「DX」(※1)導入促進事業を実施した。さらに、4年7月には、中小企業診断士が産業振興センター内の経営相談ブースで相談を受けるSDGs経営相談窓口を開設した。こうした取組は、感染症に加え物価高騰で収益が減少するなど、依然として厳しい経営状況下にある区内中小企業にとって、新たなビジネスチャンスにつながることを期待される。今後も区内中小企業の一層の生産性向

上や売上を確保するための支援を推進されたい。

また、感染症の影響により旅行客数が減少傾向にあった区内観光産業の支援においては、近隣観光・地元観光（マイクロツーリズム）の推進を図ることを目的として、4年10月から12月にかけて宿泊補助事業「トキメク、ミナトク。お得に宿泊キャンペーン」に取り組んだ。区内102件の対象宿泊施設の中から選んで、6,000円以上のプランで宿泊する際に、1人当たり5,000円を割り引く本事業は、観光客をはじめとした利用者を誘致するとともに、区内周遊と消費を促す新たな支援として区内の消費活動を促進する取組である。港区観光ボランティアガイドによるまち歩きツアーや港区商店グランプリの受賞店舗など区内を幅広く周知する取組とあわせて、今後も観光産業支援によるまちのにぎわい創出に向けた事業を積極的に展開されたい。

まちのにぎわいを加速させる取組と同時に、区内全域における環境に配慮した持続可能なまちづくりも重要な施策である。区は、2050年（令和32年）までに、区内の温室効果ガスの排出実質ゼロを達成するため、4年4月から、全ての区有施設への再生可能エネルギー100%電力導入の取組を開始した。また、家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみに混入するプラスチックの分別徹底を呼び掛けるため、4年9月から清掃車へのラッピング、5年2月からは資源・ごみ集積所への啓発看板の設置を開始した。さらに、庁有車63台のうち清掃車を除く31台のZEV（※2）電動車への転換については、4年度に4台完了しており、さらに、5年度に2台を予定している。コミュニティバス「ちいばす」についても、EVバスへの更新経費を事業者に補助し、4年度に2台更新して、温室効果ガスの削減に取り組んだ。5年度は、区有施設の新築や増改築、既存施設の大規模改修時に、ZEB（※3）化に向けた具体的な取組を行うとともに、区内に事業所用ビルを一棟所有または借りている事業者に対しては、5年7月から脱炭素アドバイザーの派遣を実施している。今後も、区民や事業者と一体となった温室効果ガスの排出量の削減の取組を推進されたい。

※1 ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

※2（Zero Emission Vehicle）の略

走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の総称。

※3（Net Zero Energy Building）の略

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

(ウ) 区民の健康づくりやいきいきとした暮らしと安全で快適に住み続けられるまちを実現する取組について

令和4年度、区では新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型コロナウイルスワクチンの接種、PCR検査、患者搬送、感染症患者の入院医療費の公費負担など区をあげて感染症対策に取り組んできました。また、高齢者や障害者に対する支援として、在宅介護者への緊急一時支援や障害者の居所提供事業を実施し、さらに、高齢者施設におけるPCR検査支援事業やワクチン接種のための移動支援などきめ細かく対応し、感染拡大を防止する取組を行ってきた。

コロナが終息してきた4年11月には、3年ぶりにMINATOシティハーフマラソンを開催した。子どもから大人まで、ハーフマラソン、ファンランに5,305名が参加し、多くの区民が屋外でのスポーツを楽しんだ。今後も様々なスポーツを体験する機会を創出されたい。

5年4月に開設した神応いきいきプラザでは、乳幼児から高齢者との世代間交流ができる環境を活かしながら、パラスポーツ、ニュースポーツ、eスポーツなど高齢者でも参加しやすい事業を展開し、健康づくりの拠点となるよう取組を進めている。また、高齢者の聞こえを支援し、日常生活の質の向上と社会参加を促進するため、4年4月から医師会と連携した港区ならではの補聴器の購入費用の助成を開始し、4年度に523件の助成を行った。今後も、高齢者に社会参加を促し、いきいきと暮らし続けるための取組を一層推進されたい。

区は、これまで意欲があっても障害特性により就労に結びつかなかった障害者の就労機会の拡大を図っている。自宅で寝たきりの障害者がリモート操作する分身ロボットを通じて福祉売店「はなみずき」で接客を行う人員について、4年度には1名増員して3名とした。また、港区スポーツふれあい文化健康財団主催の映画会イベントでの案内係や区立障害保健福祉センター1階喫茶での接客など障害者が活躍できる場を着実に広げている。今後も、障害者が、自分らしく自立した生活を送るための取組を進められたい。

区では災害に強いまちづくりを目指して、4年3月に「港区耐震改修促進計画」を改定し、新耐震基準の木造住宅に対する耐震診断や改修工事等の助成と専門家によるブロック塀等に対する耐震アドバイザー派遣事

業を開始した。さらに11月からはブロック塀等の除却・設置工事に係る費用の助成額の引き上げを行った。また、4年度は、災害時の情報収集能力を強化し、災害時に区民への迅速かつ的確な情報提供を行うため、AIを活用しSNSに投稿されている火災や事件・事故等の情報を自動で収集、分析するシステムの導入を行った。本年度は、関東大震災から100年の節目の年である。これを契機として、防災対策を一層充実し、災害に強い安全なまちの実現に努められたい。

区民が地域に愛着を持ち、心地良さを実感できる公共空間を創出するため、区は、まちの隅々にまで行き届いた環境美化を進めてきた。4年12月には一の橋公園に、5年3月には田町駅西口にコンテナ型の喫煙場所を整備するとともに、5年6月に都立芝公園にも設置し、喫煙者と禁煙者の分煙対策を実施している。4年度からは、区内の繁華街においては、路上でのごみの散乱や不法投棄などへの対策を強化し、早朝の時間帯における路上のごみの巡回清掃を新たに実施したほか、不法投棄が頻発する場所での重点的な注意喚起や落書き消去などの対策にも取り組んできた。今後も民有地への不法投棄対策も含め、様々な視点から清潔できれいなまちを実現する対策を進めてもらいたい。

(エ) 区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに過ごせるまちを実現する取組について

子ども政策は大きな転換期を迎えており、令和5年4月には、国に子ども家庭庁が創設されるとともに、こども基本法が施行された。

区はこれまで「子育てするなら港区」をスローガンに他の自治体に先駆けて、第二子以降の保育料無料化や出産費用の助成などに取り組んできた。また、子ども政策に全庁横断的に取り組むため、5年4月から子ども家庭支援部の組織を再編した。

4年度には、コロナ感染拡大時の子どもの居所提供など感染症への対策や3歳児健診を土日にも実施するなど乳幼児健康診査の拡充のほか、区内大学との協働による区内保育士向け研修の改善など保育の質の向上にも取り組んできた。

近年、物価高騰などにより、若い子どものいる世帯の経済的負担が増しており、行政へのニーズも多様化している。区は、新たな負担軽減策として、5年4月から出産費用の助成金の上限額を引き上げるとともに、ちいばす、お台場レインボーバスの未就学児への運賃無料化、5年7月から、2人以上の未就学児がいる世帯に対するタクシー利用券の支給な

ど、若い子どものいる世帯へきめ細かな移動支援の取組を進めている。また、私立認可保育所に対する一時保育経費の補助も実施するなど、引き続き産前・産後にわたる切れ目のない子育て支援を一層充実されたい。

未来を担い活躍する子どもたちの教育を一層推進する必要がある。区立学校の魅力向上に関する取組による子どもたちの学びの質の向上として、世界の共通言語としての英語教育を充実させるため、区立中学校における放課後等を利用したオンラインによるグループ英会話レッスンにより語学力を高めるなどの取組や、校内 LAN の高速化により、最先端のデジタル環境を構築するなど、学びの質の向上を図り、国際社会に飛躍できる人材の育成に取り組まされたい。あわせて、教員の働き方改革を絶え間なく進められたい。

小学校教科担任制については、4 年度からモデル校 4 校による先行導入に続いて、5 年 4 月からは、全ての区立小学校高学年に拡大した。あわせて、全ての区立中学校へ部活動指導員を配置し、授業・部活動の質の向上や授業準備の効率化に取り組むなど、その成果を子どもと教員双方が実感できる魅力ある学校づくりを一層推進されたい。

5 年 4 月、中之町幼稚園を含め区立赤坂小学校と区立赤坂中学校が、区内で 3 番目の小中一貫教育校赤坂学園として開校した。今後も、幼児・児童・生徒一人ひとりに応じた教育を推進し、教育課程の連続性を確保するとともに、幼稚園、小学校、中学校の連携を強化した学習環境の充実を図られたい。

また、4 年 1 月の厚生労働省の調査では、6 年生のおよそ 15 人に 1 人が家族の世話をしていることが分った。本来大人が担うような家事や家族の世話、介護のサポートなどを行っている「ヤングケアラー」への支援が急務である。5 年 4 月に子ども家庭支援センターに配置したヤングケアラー支援コーディネーターを中心に、関係機関と連携を強化して表面化しにくいヤングケアラーを早期に発見し、迅速な支援につなげていくよう希望する。

今後も、次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、個性や能力を十分に発揮して学んでいけるよう、育ちと学びの環境づくりへの取組を一層推進されたい。

- (オ) 区民が便利に暮らすことができるデジタル化を推進する取組について
コロナ禍のもたらしたことの一つに非対面非接触のコミュニケーションの推進がある。新たな生活様式としてテレワークが普及しキャッシュ

レス決済が進展するなど、デジタル技術の進歩が人々の暮らしを大きく変容させ、区もその推進に大いに寄与してきた。令和4年度については、行政手続のオンライン申請やSNSを活用した若者向け情報発信、災害時におけるAIを活用した情報収集など、デジタル化に向けた取組が強化された。デジタル技術の恩恵を区民サービスに還元し、区民の利便性の向上や快適な区民生活の実現のために、デジタル・トランスフォーメーション「DX」のさらなる推進に努められたい。

デジタル化を推進するにあたり、区は屋外や区有施設における公衆無線LAN（Minato City Wi-Fi）のアクセスポイントを、4年度は212か所設置した。防災や観光等のさらなる区民サービス向上のため、今後も利用できるエリアを拡充されたい。

コロナ禍で対面でのやり取りが難しくなり、制限を受けてきた町会・自治会の活動をデジタルの力で支えるため、4年10月から5年3月までデジタル相談会を35回開催するなど、デジタル回覧板アプリの導入に向けた準備を進めてきた。5年度以降もこの取組を推進し、町会・自治会が効果的かつ効率的な情報発信の手段を習得できるようにさらに支援してもらいたい。

一方では、スマートフォンやタブレットを持たない高齢者や障害者について、いわゆるデジタルデバイドといわれる情報通信技術の恩恵を受けることができる人とできない人の情報格差の解消に取り組む必要がある。4年4月から、高齢者を対象に区がスマートフォンを体験用として327人に無料で貸し出すとともに、各地区と台場地区計6か所にデジタル活用支援員を配置して、スマホ相談を各地区週2回実施した結果、相談件数は2,065件となった。今後はスマホ相談の開設枠を拡大するとともに、視覚障害者に対してのテレビ電話による日常生活の遠隔サポートも拡充を図ると聞いている。デジタル化の急速な進展から誰一人取り残すことのない支援を充実されたい。

快適な区民生活を実現するために、キャッシュレス化にも積極的に対応し、4年度は、みなと科学館やふれあいの湯、保育園等区有施設5か所の入場料や一時保育料等について、キャッシュレス決済対応機を導入した。今後、防災、子育て等に関する区の公式アプリや施設予約システムなどの既存の様々なサービスの窓口を一本化することにより、区民がスマートフォン等から簡単に利用できるように、手続のデジタル化を推進しさらに区民が利用しやすい環境を整備されたい。

区役所内部の事務についてDXの推進を実現することも重要である。4

年度は研修をいつでも自席で受講できる環境を整備し、研修とセミナーを2回実施した。また、区は、DXをさらに強力で推進するため、5年4月から専管組織であるデジタル改革担当を新設した。今後は、ICTを活用し各職場の業務の効率化や改善を中心となって進めるDX推進リーダーを育成することも重要な取組であるが、デジタルに通じているだけでなく、適正な事務執行能力を合わせ持つ職員の育成にも努められたい。

今後も、デジタル技術の活用と支援により、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を着実に進め、全ての区民が安心して便利に暮らすことのできる港区となるよう期待する。併せて、デジタル化に適応困難な区民に対しても、不利益が生じないよう十分に配慮されたい。